

令和7年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託 仕様書

1 事業及び委託目的

「農と環境を活かした連携事業」は、大学や農業者、区民等との協働による麻生区の貴重な農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地域活性化に向けた取組の更なる推進を図ることを目的とする。

本委託は、黒川地域における黒川地域連携協議会と2つの専門部会の取組項目の実施運営支援を行い、「黒川地域農と環境を活かしたまちづくり実施計画書」から地域連携のより一層の自立化と実践に向けて更新検討を行う。

また、岡上地域においては、農業者、関係団体や大学等地域の連携を深めるとともに、地域活性化に向けた取組支援を行う。早野地域においては、情報・課題整理等を行い、地域連携に向けた支援を行う。

2 業務内容

(1) 黒川地域専門部会（2部会×各1回）及び黒川地域連携協議会（1回）の運営支援

- ・ 明治大学や地元農業者、川崎市等の関係者等による2つの専門部会（農産物等研究専門部会、里地里山保全利活用専門部会）における黒川地域連携イベント等に向けた取組事項の整理や、黒川地域連携協議会において、取組項目等の結果報告・検証、次年度の取組の検討を行う会議の実施にあたり、その資料作成や運営支援を行う。

【専門部会（2部会×各1回）】

- ・ 専門部会の結果を踏まえた取組事項の整理

【黒川地域連携協議会（1回）】

- ・ 黒川地域取組項目等の結果報告・検証、次年度の取組の検討支援
- ・ 黒川地域連携協議会会議資料及び記録（摘録）の作成

(2) 黒川地域連携イベント等の取組支援

① 農産物等研究専門部会

- ア) 過年度から取組んでいる大学と地域が連携した各種取組（研究や援農等）等の内容の把握や実施成果の取りまとめを行う。
- イ) 地域や大学と連携したグリーンツーリズムイベント「地元農産物の収穫体験・料理教室(例)」(2回)の実施運営支援を行う。
 - ・ 参加者（市内小中学生とその保護者25組50名程度想定）の募集広報資料の作成
 - ・ 準備及び当日運営（参加者の保険料、使用資機材の調達及び講師謝礼金等含む）
 - ・ アンケート調査の実施及び取組成果取りまとめ

② 里地里山保全利活用専門部会

- ア) 地域の関係者や市民等による「里山保全活動体験」の当日運営支援（関係者調整や企画提案等）
- イ) 麻生区内にある農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地元主催のイベントに対して、広報周知活動（告知チラシ・案内作成等）の支援を行う（1団体を予定）。

（3）岡上地域における地域活性化に向けた取組の支援

- ①地域の関係団体や大学等とのこれまでの意見交換会で確認した課題を踏まえて、課題解決に向けた具体的な取組方策を検討し提示する。
- ②岡上地域で行われるイベント等と連携した広報周知活動等（告知チラシ・ポスター作成等）取組の実施（1回）。

（4）早野地区における地域連携に向けた調整業務の支援

- ①早野地区における地域活性化の推進につながる取組開催に向け、関係者ヒアリング結果に基づき、今後の展開について整理を行う。
- ②地域と連携したグリーンツーリズムイベント「地元農産物の収穫体験・料理教室（例）」（1回）の広報・運営支援を行う。
 - ・参加者（市民40名程度想定）の募集広報資料の作成
 - ・準備及び当日運営（参加者の保険料、使用資機材の調達及び講師謝礼金等含む）
 - ・アンケート調査の実施及び取組成果取りまとめ

（5）令和7年度実施事項報告書の作成

成果品は次のとおりとする。報告書は、発注者が加工・編集することが可能なファイル形式のデータ及び報告書形式で納品する。

- ① 報告書（1部）
 - ・令和7年度取組実施事項報告書
 - ・業務の実施状況が分かる写真
 - ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）一式
 - ・アンケート集計結果
 - ・取組の結果を踏まえた、今後の取組方針案
 - ・その他発注者が必要と認めるもの
- ② 報告書の電子データ（CD-R）1式

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日までとする。

4 履行場所 麻生区内ほか

5 その他

- (1) 受託者は川崎市と連絡を密にし、事業の進捗状況を随時報告し、川崎市からの指示を受けなければならない。
- (2) 委託業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (3) 本業務の実施において知り得た情報については、いかなる理由があっても、川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この項において、「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。
- (5) 成果物は、川崎市の許可なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。
- (6) 不測の事態が発生し、事業を中止とした場合は、中止決定までに掛かった費用（前日までのデザイン・印刷費、機材費、人件費、業務経費）を発注者が支払うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈について疑義が生じたときは、川崎市契約規則によるほか、発注者と受託者が協議のうえ決定する。